

# 青森県報

号外第十八号

平成「十五年  
三月」十一日  
(木曜日)

四 次

漁場計画.....(水産振興課)...

四  
四

青森県報|号外|四|十|六|四

漁業法(昭和「十四年法律」昭和十七年)第十一条の規定により、当回漁業、定置漁業及び巡回漁業の免許立てごとく、免許の交付たるくも事務部を以てしむついたので、回収料田原の規定によるところ。

平成「十五年」四|十一|四

青森県報|号外|四|十|五|四

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月 31日まで	あさり漁業	1月 1日から 12月 31日まで	
わかめ漁業	"	あわび漁業	"	
あまのり漁業	"	いがい漁業	"	
ふのり漁業	"	もすそがい漁業	"	
ぎんなんそう漁業	"	ほたてがい漁業	"	
つつのまた漁業	"	なみがい漁業	"	
てんぐさ漁業	"	なまこ漁業	"	
まつも漁業	"	たこ漁業	"	
ほっしがい漁業	"	うに漁業	"	
さらがい漁業	"	ほや漁業	"	
びのすがい漁業	"	えらこ漁業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線によって用まれた区域

- 基点第1号 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱  
基点第1号から磁針方位78度30分3,000メートルの点  
イ ウから真方位50度30分1,800メートルの点  
ウ エから真方位7度30分330メートルの点  
エ オから真方位81度30分400メートルの点  
オ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点  
基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱  
3 免許予定期 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 關係地区 青森県三戸郡階上町  
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第2号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業 やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業 かれい・ひらめ・たなご底建網漁業 さけ刺網漁業 そい・たなご刺網漁業 かれい・ひらめ刺網漁業 かに刺網漁業 さめ・たら刺網漁業 たこ簎漁業 かに簎漁業 そい・あいなめ簎漁業 ほも(あなご)胴漁業	1月1日から12月31日まで 〃 〃 9月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで 〃 4月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃

- (2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 ア 基点第1号から磁針方位7度30分3,000メートルの点

イ ウから真方位5度30分3,800メートルの点

エ ウから真方位7度30分330メートルの点

オ オから真方位8度30分4,000メートルの点

基点第2号 カから真方位6度3度30分3,000メートルの点

基点第3号 ニ 基点第2号から真方位6度3度30分3,000メートルの点

カ カから真方位8度30分4,000メートルの点

エ エから真方位7度30分330メートルの点

オ オから真方位8度30分3,000メートルの点

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

基点第3号 ニ 青森県三戸郡階上町地先

基点第2号 カ 青森県三戸郡階上町地先

基点第3号 ニ 青森県三戸郡階上町地先

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 ふのり漁業 あかばね漁業 ぎんなんそう漁業 つのはま漁業 てんぐさ漁業 まつも漁業 ほっしがい漁業	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	さらがい漁業 びのすがい漁業 あわび漁業 いがい漁業 もすそがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 ほや漁業 えらこ漁業	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

- (2) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字駿町字小舟渡平に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 ア 基点第2号から真方位6度3度30分3,000メートルの点

イ ウから真方位8度30分4,000メートルの点

エ エから真方位7度30分330メートルの点

オ オから真方位5度30分3,000メートルの点

基点第3号 ニ 基点第3号から真方位5度4度30分1,500メートルの点

カ カから真方位8度30分4,000メートルの点

エ エから真方位7度30分330メートルの点

オ オから真方位8度30分3,000メートルの点

基点第2号 青森県八戸市大字駿町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

基点第3号 ニ 青森県八戸市大字駿町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜

基点第2号 カ 青森県八戸市大字駿町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜

基点第3号 ニ 青森県八戸市大字駿町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜

基点第2号 カ 青森県八戸市大字駿町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜

基点第3号 ニ 青森県八戸市大字駿町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜

基点第2号 カ 青森県八戸市大字駿町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜

基点第3号 ニ 青森県八戸市大字駿町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。  
 さけ刺網漁業 2ヶ統以内  
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第4号  
2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで	
もすそがい筆漁業	1月1日から12月31日まで	
たこ罠漁業	"	
かに筆漁業	"	
そい・あいなめ筆漁業	"	
はも(あなご)胴漁業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第2号 アイウエオ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点  
基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱  
点アから真方位81度30分400メートルの点  
点イから真方位7度30分330メートルの点  
点ウから真方位50度30分1, 800メートルの点  
点オから真方位54度30分1, 500メートルの点
- 基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱  
青森県八戸市大字鮫町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に敷設するさけ刺網漁業の統数は、130ヶ統以内に限る。  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第5号  
2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	ほっしがい漁業	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
わかめ漁業	"	さらがい漁業	"	"
あまのり漁業	"	びのすがい漁業	"	"
ふのり漁業	"	あさり漁業	"	"
あかばね漁業 (あかばねた)	"	あわび漁業	"	"
ぎんなんそう漁業	"	いがい漁業	"	"
つまたたこ漁業	"	たこ漁業	"	"
てんぐき漁業	"	なまこ漁業	"	"
まつも漁業	"	うに漁業	"	"
ひじき漁業	"	ほや漁業	"	"
ちがいそ漁業	"	えらこ漁業	"	"

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
- 基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱  
基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点  
基点第3号から真方位5度30分2, 000メートルの点  
た標柱)から真方位35度30分2, 000メートルの点  
ウセから真方位35度30分1, 500メートルの点  
エセから真方位29度30分1, 800メートルの点  
オカから真方位32度6分1, 000メートルの点  
カ八戸港兼島防波堤灯台から真方位26度7分30秒920メートルの点  
基点第4号 青森県八戸市3, 000トン岸壁の北端(6号物揚場西角)  
キウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点  
クエとキを結ぶ直線上に対し、キから右側夾角65度30分565メートルの点  
ケキとクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角161度30分100メートルの点

## 電 機 本 部

- トルの点  
コ クとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角 174度30分68メートルの点  
サ ケヒコを結ぶ直線に対し、サから左側夾角 169度85メートルの点  
シ コヒサを結ぶ直線に対し、シから左側夾角 171度30分680メートルの点  
ス サヒシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角 151度85メートルの点  
ソ サヒシを結ぶ直線上、シから 40メートルの点  
タ サヒシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角 91度32分665メートルの点  
チ ソヒタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角 143度57分115メートルの点  
ツ タヒチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角 90度1,019メートルの点  
デ キヒクを結ぶ直線上クから 164メートルの点  
3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蠣子、字下手代森、字大開、字繩久保、字上鮫、字居合、字轍、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下旨久保、字上旨久保及び字小舟渡平  
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
さけ刺網漁業	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
ます・すずき刺網漁業	ます・すずき刺網漁業	3月1日から12月31日まで
そい・たなご刺網漁業	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
かれい・ひらめ刺網漁業	かれい・ひらめ刺網漁業	"
かいに刺網漁業	かいに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
もすそがい電漁業	もすそがい電漁業	1月1日から12月31日まで
たこ電漁業	たこ電漁業	"
かに電漁業	かに電漁業	"
そい・あいなめ電漁業	そい・あいなめ電漁業	"
はも(あなご)胴漁業	はも(あなご)胴漁業	"

- (2) 渔場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先  
(3) 渔場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ツ、デ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。  
基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱  
ア 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点  
イ セ(青森県八戸市大字鮫町字下旨久保2番地恵比須浜岩礁に設置した標柱  
た標柱)から真方位53度30分2,000メートルの点  
ウ セから真方位352度30分1,500メートルの点  
エ セから真方位297度30分1,800メートルの点  
オ オから真方位326度1,000メートルの点  
カ 八戸港無島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点  
基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁の北端(6号物揚場西角)  
キ キエヒキを結ぶ直線上、エから110メートルの点  
ルの点 ケヒチキを結ぶ直線に対し、キから右側夾角65度30分565メートルの点  
ケ キヒクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角161度30分100メートルの点  
コ クヒケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角174度30分68メートルの点

ルの点

サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角16.9度8.5メートルの点  
 シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角17.1度3.0分6.80メー

トルの点

ス サヒシを結ぶ直線上に對し、シから右側夾角15.1度8.5メートルの点  
 ソ サヒシを結ぶ直線上、シから4.0メートルの点  
 タ サヒシを結ぶ直線上に對し、ソから左側夾角9.1度3.2分6.65メート

ルの点

チ ソヒタを結ぶ直線上に對し、タから左側夾角14.3度5.7分1.15メー  
 ツ ルの点  
 ッ タヒチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角9.0度1.019メートル  
 ツ の点  
 テ キヒクを結ぶ直線上タから16.4メートルの点

トルの点

平成25年9月1日  
 平成25年3月1日から同年6月28日まで

青森県八戸市大字駿町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、  
 字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蠍子、  
 字下手代森、字大開、字縦久保、字上駿、字居合、字駿、字日の出町、字上松  
 苗場、字下松苗場、字下首久保、字上首久保及び字小舟渡平

その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 ① 漁場の区域内に敷設するさけ刺網漁業の統数は、80ヶ統以内に限る。  
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1	公示番号	東共第7号
2	免許の内容たるべき事項	
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	ほつきがい漁業 さらがい漁業 えぞばかがい漁業	1月1日から 12月31まで 〃 なまこ漁業 〃
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字漆町、新漆及び大字河原木地先 (3) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と 基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびに オから基点4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし 次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を結 ぶ順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結 ぶ順次に結んだ線と基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲 んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除く。		
基点第4号	青森県八戸市3,000トン岸壁（以下「3,000トン岸壁」）の 北端（6号物揚場西角）	
ア	八戸港難島防波堤灯台から真方位26.7度3.0分9.20メートルの点	
イ	アから真方位32.6度1.000メートルの点	
ウ	基点第5号から真方位57度2.200メートルの点	
基点第5号	青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱	
エ	青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部	
オ	青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同 堤基部から6.3メートルの点	
カ	イとウを結ぶ直線上1,920メートルの点	
キ	イヒカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角9.1度3.0分4.25メート ルの点	
ク	コヒケを結ぶ直線上に對し、ケから左側夾角5.6度2.2メートルの点	
ケ	コから青森県八戸市第二工業港北防波堤（以下「北防波堤」という） 北側沿線16.0メートルの点	
サ	基点第5号とシを結んだ直線に対し、シから右側夾角8.1度3.0分 1,330メートルの点	
シ	基点第5号から真方位57度6.20メートルの点	
3	免許予定日	平成25年9月1日
4	申請期間	平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区  
6 その他  
青森県八戸市  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
とする。

1 公示番号 東共第8号  
2 免許の内容たるべき事項  
(1) 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	1月1日から12月31日まで	
さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
かい刺網漁業	3月1日から12月31日まで	
共同漁業	1月1日から12月31日まで	
しらうお・ちか刺網漁業	"	
たこ簀漁業	"	
かい簀漁業	"	
そい・あいなめ簀漁業	"	
はも(あなご)刺網漁業	"	

## (2) 渔場の位置

## (3) 渔場の区域

青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地区  
次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と  
基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびに  
オから基点4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし  
次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、タ、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を  
順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結  
んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲  
まれた区域を除く。

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁(以下「3,000トン岸壁」)の  
北端(6号物揚場西角)

ア 八戸港離島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点

イ アから真方位326度1,000メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点

基点第5号 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部

エ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同

堤基部から63メートルの点

カ イとウを結ぶ直線上1から1,920メートルの点

キ イとカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角91度30分425メート  
ルの点

ク コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角56度22メートルの点



基点第6号から真方位67度30分21.5メートルの点  
青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(3NO.)

3 免許予定日	平成25年9月1日
4 申請期間	平成25年3月21日から同年6月28日まで
5 関係地区	青森県八戸市大字市川町
6 その他	この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで とする。

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで	
しらうお刺網漁業	12月1日から翌年5月31日まで	
たこ簾漁業	1月1日から12月31日まで	
かに簾漁業	"	
そい・あいなめ簾漁業	"	
はも(あなご)胴漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及び

岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク  
サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線  
潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

ア 基点第5号から真方位57度2, 200メートルの点  
イ チから真方位67度30分2, 200メートルの点  
ウ 基点第5号から真方位57度620メートルの点  
エ 基点第5号とウを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98,

オ ワヒエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点

カエとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点

キ ウとエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点  
タ ウとエを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分50秒メー

ケ キビクヒを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点

コクヒケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角 90 度 9.3 メートルの点  
サケヒコとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角 90 度 9.8 メートルの点  
シコとサとを結ぶ直線に対し、サから左側夾角 90 度 6.9 メートルの点  
セサヒシとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角 90 度 2 メートルの点  
シヒスとを結ぶ直線に対し、スから右側夾角 90 度 6.21 メートルの

- 点  
ソスとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メートルの点  
トルの点  
タウヒエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点  
チ基点第6号から真方位67度30分215メートルの点  
チ青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(3NO.  
2)から真方位184度4分107メートルの点に設置した標柱  
3免許予定日 平成25年9月1日  
4申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5関係地区 青森県八戸市大字市川町  
6その他
- (1)この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 ①この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。  
 ②この免許の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3寸5分以上とする。

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月1日から	たこ漁業	1月1日から	
わかめ漁業	12月31日まで	うに漁業	12月31日まで	"
ほつきがい漁業	"	なまこ漁業	"	"
さらがい漁業	"	ほや漁業	"	"
あわび漁業	"	えらこ漁業	"	"
ほたてがい漁業	"	かき漁業	"	"
えぞばかがい漁業	"			

- (2)漁場の位置 青森県上北郡おいらせ町地先  
 (3)漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海  
 岸線とによって囲まれた区域  
 基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(3NO.  
 2)から真方位184度4分107メートルの点に設置した標柱  
 ア基点第6号から真方位67度30分215メートルの点  
 イアから真方位67度30分2,200メートルの点  
 ウ基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点  
 基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱  
 3免許予定日 平成25年9月1日  
 4申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
 5関係地区 青森県上北郡おいらせ町(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の  
 区域に限る)  
 6その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
 とする。

- 1 公示番号 東共第12号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
	さけ小型定置漁業	9月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月 1日から翌年 8月31日まで
第2種 共同漁業	かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで
	たこ簎漁業	1月 1日から12月31日まで
	かに簎漁業	"
	そい・あいなめ簎漁業	"
	はも(あなご) 脛漁業	"

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	こたまがい漁業	1月 1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	ほたてがい漁業	"
第1種 共同漁業	まつも漁業	"	えぞばかがい漁業	"
	ほつきがい漁業	"	たこ漁業	"
	さらがい漁業	"	うに漁業	"
	あわび漁業	"	えらこ漁業	"

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(3NO.

2) から真方位184度4分107メートルの点に設置した標柱

ア 基点第6号から真方位67度30分2115メートルの点

イ アから真方位67度30分2, 200メートルの点

ウ 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

ア 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点

イ 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点

ウ 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点

- 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目  
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

## 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ小型定置漁業の統数は、次のとおりとする。

- さけ・ます小型定置漁業 1ヶ統以内に限る。  
さけ小型定置漁業 1ヶ統以内に限る。

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の場合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第14号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
いわし刺網漁業	5月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
しらうお刺網漁業	12月 1日から翌年6月30日まで	
かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
ぼら刺網漁業	1月 1日から 6月30日まで	
たこ竿漁業	1月 1日から12月31日まで	
かに電漁業	"	
そい・あいなめ電漁業	"	
ほも (あなご) 脛漁業	"	

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	こんぶ漁業 わかめ漁業	1月 1日から 12月31日まで	たこ漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで
あわび漁業	"	"	うに漁業	"
			ほや漁業	"
				"

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

ア 基点第7号から真方位6度7度30分2, 200メートルの点  
イ 基点第8号から真方位8度2度30分2, 000メートルの点

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位8度2度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

オ 基点第8号から真方位8度2度30分2, 000メートルの点  
ア アトイ (基点第9号 (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱) から真方位80度30分2, 000メートルの点) とを結ぶ直線とク (ケ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5, 850メートルの点) から真方位177度9, 980メートルの点) から真方位238度に引いた直線との交点  
カ オから真方位238度の直線とコ (青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10.7メートルの旧平沼三角点) を中心とする半径1, 000メートルの円弧との交点  
キ コを中心とする半径1, 000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目  
6 その他

3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駿及び大字出戸  
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 東共第16号		
2 免許の内容たるべき事項		
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
いわし刺網漁業	5月 1日から12月31日まで	
共同漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
かに刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
たこ簎漁業	1月 1日から12月31日まで	
(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先		
(3) 漁場の区域 次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1, 000メートルの円弧のうちからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱
ア 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点
オ アとイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高瀬岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2, 000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5, 850メートルの点)から真方位177度9, 980メートルの点)から真方位238度に引いた直線との交点
カ オから真方位238度の直線ヒコ(青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10, 7メートルの旧平沼三角点)を中心とする半径1, 000メートルの円弧との交点
キ コを中心とする半径1, 000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点
3 免許予定期間 平成25年9月1日
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾敷、倉内、鷹架及び大字出戸
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 東共第17号				
2 免許の内容たるべき事項				
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期				
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から12月31日まで	たこ漁業	1月 1日から12月31日まで	
わかめ漁業	"	なまこ漁業	"	
ほつきがい漁業	"	うに漁業	"	
あわび漁業	"	ほや漁業	"	
(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先				
(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域				

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高瀬岩礁に設置した標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点

イ エ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5, 850メートルの点)から真方位270度1,

600メートルの点

ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

3 免許予定期間 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾敷、倉内、鷹架及び大字出戸

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

3 免許予定期間 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾敷、倉内、鷹架及び大字出戸

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の総数は、2ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の場合は、3寸5分以上とする。

戸

- 1 公示番号 東共第18号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
いわし刺網漁業	5月 1日から12月31日まで	
第2種 かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
共同漁業 かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
たこ簎漁業	1月 1日から12月31日まで	

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海  
岸線によって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線

ヒ最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

標柱

- 1 公示番号 東共第19号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	ほっしがい漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	あわび漁業	"	
あまのり漁業	"	いがい漁業	"	
ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"	
つのみた漁業	"	かき漁業	"	
てんぐさ漁業	"	たこ漁業	"	
まつも漁業	"	なまこ漁業	"	
ひじき漁業	"	うに漁業	"	
ちがいそ漁業	"	ほや漁業	"	
かたのり漁業	"	えらこ漁業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線  
ヒ最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した
- 標柱
- ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点  
イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角  
点から真方位109度5, 850メートルの点) から真方位270度1,  
600メートルの点  
ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 免許予定期  
4 申請期間  
5 関係地区  
6 その他
- 平成25年9月1日  
平成25年3月21日から同年6月28日まで  
青森県上北郡六ヶ所村大字尾歛、倉内、鷹架及び大字出戸
- ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点  
イ 分3, 700メートルの点  
ウ 基点第10号から真方位70度30分3, 700メートルの点  
基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱
- 3 免許予定期  
4 申請期間  
5 関係地区  
6 その他
- 平成25年9月1日  
平成25年3月21日から同年6月28日まで  
青森県上北郡六ヶ所村大字泊

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。  
② かれい・ひらめ刺網漁業の日合は、3寸5分以上とする。

とす。

1 公示番号 東共第20号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで	
いわし刺網漁業	5月 1日から12月31日まで	
そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
共同漁業	"	
かれい・ひらめ刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
かれい・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
たこ電漁業	1月 1日から12月31日まで	
あいなめ電漁業	"	
かに電漁業	"	

## (2) 漁場の位置

青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先

## (3) 漁場の区域

次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線

と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

## 標柱

基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点

ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点

イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30

分3, 700メートルの点

ウ 基点第10号から真方位70度30分3, 700メートルの点

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

3 免許予定期 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

とする。

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内  
さけ刺網漁業 250ヶ統以内

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の場合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 東共第21号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から	ちがいそ漁業	1月 1日から	12月31日まで
わかめ漁業	"	"	あわび漁業	"
あまのり漁業	"	いがい漁業	"	"
ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"	"
ぎなんそう漁業	"	たこ漁業	"	"
つのまた漁業	"	なまこ漁業	"	"
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	"
まつも漁業	"	ほや漁業	"	"
ひじき漁業	"	えらこ漁業	"	"

## (2) 漁場の位置

青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先

## (3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

ア 基点第10号から真方位70度30分3, 700メートルの点

イ 基点第11号から真方位92度30分3, 800メートルの点

基点第11号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ケ森との境に設置した標柱

3 免許予定期 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

とする。

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内  
さけ刺網漁業 250ヶ統以内

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の場合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第22号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月 1日から翌年6月30日まで	
たこ簾漁業	1月 1日から12月31日まで	
あいなめ簾漁業	"	
かいに簾漁業	6月 1日から10月31日まで	

## (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結ぶ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

基点第11号 青森県上北郡東通村大字小田野沢と大字猿ケ森との境に設置した標柱

基点第11号 青森県上北郡東通村大字猿ケ森と大字小田野沢との境に設置した標柱

- 1 公示番号 東共第23号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から12月31日まで	ひじき漁業	1月 1日から12月31日まで	
わかめ漁業	"	ちがいそ漁業	"	
あまのり漁業	"	あわび漁業	"	
ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"	
あかばね漁業	"	たこ漁業	"	
ぎんなんそう漁業	"	なまこ漁業	"	
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	
まつも漁業	"	ほや漁業	"	

## (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ケ森及び大字尻労地先

(3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結ぶ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第12号 青森県下北郡東通村大字尻労高倉38番地に設置した標柱

ア 基点第12号から真方位104度30分500メートルの点

イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ケ森との境に設置した標柱

(基点第11号)から真方位92度30分500メートルの点

ウ イから真方位92度30分3,300メートルの点

エ 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点

基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

基点第13号 平成25年9月1日

平成25年3月21日から同年6月28日まで

青森県下北郡東通村大字猿ケ森及び大字小田野沢

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 16ヶ統以内

さけ刺網漁業 140ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の場合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第24号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	かねい・ひらめ・たなご底建網漁業	" "	9月1日から翌年1月31日まで
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	" "	さけ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	4月1日から12月31日まで	かに刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	さめ・たら刺網漁業
さけ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	かに刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	たこ電漁業
かれい・ひらめ刺網漁業	" "	さめ・たら刺網漁業	" "	あいなめ電漁業
かに電漁業	4月 1日から12月31日まで	あいなめ電漁業	" "	かに電漁業

## (2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先

## (3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第12号 青森県下北部東通村大字尻労字高倉38番地に設置した標柱

ア 基点第12号から真方位104度30分500メートルの点

イ 青森県下北部東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱

(基点第11号)から真方位92度30分500メートルの点

ウ イから真方位92度30分3,300メートルの点

エ 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点

基点第13号 青森県下北部東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

3 免許予定期 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 5ヶ統以内

さけ刺網漁業 130ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の場合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第25号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から12月31日まで	わかめ漁業	もずく漁業	1月 1日から12月31日まで
わかめ漁業	" "	あまのり漁業	あわび漁業	" "
あまのり漁業	" "	ふのり漁業	いがい漁業	" "
あわび漁業	" "	あかばね漁業	くほがい漁業	" "
あかばね漁業	" "	ぎなんそう漁業	えぞばらがい漁業	" "
ぎなんそう漁業	" "	つまた漁業	たこ漁業	" "
つまた漁業	" "	てんぐさ漁業	なまこ漁業	" "
てんぐさ漁業	" "	まつも漁業	うに漁業	" "
まつも漁業	" "	ひじき漁業	ほや漁業	" "
ひじき漁業	" "	ちがいそ漁業	えらこ漁業	" "

## (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

## (3) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第14号の各点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域、ニ、ヌ、メ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

ア 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点

イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4,000メートルの点

エ 同標柱から真方位55度30分4,000メートルの点

オ 基点第14号から真方位345度30分4,000メートルの点

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

カ シ(青森県下北郡東通村大字尻屋字八幡2の5に建設した岩壁と内防波堤が交わる点)から同岩壁上15メートルの点

キ カから真方位75度30分50メートルの点

ク カとキとを結ぶ直線に対しカから右側夾角147度70メートルの点

- ケ キヒクとを結ぶ直線に対しクから右側夾角110度45メートルの点  
 コ クとケとを結ぶ直線に対しケから右側夾角150度86メートルの点  
 サ シから同岩壁上144メートルの点  
 ス ナ(尻屋港尾屋防波堤灯台中心点)から真方位156度50分33.4.  
 5メートルの点
- セ スから真方位321度10分163メートルの点  
 ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点  
 タ ソから真方位162度50分170.6メートルの点  
 チ タから真方位80度30分117.5メートルの点  
 ツ チから真方位141度30分20メートルの点  
 テ ツから真方位231度30分2.8メートルの点  
 ト テから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交  
 点
- ニ ニから真方位322度10分27メートルの点  
 ヌ ヌから真方位246度416メートルの点  
 ノ ノから真方位156度45メートルの点  
 ハ ハから真方位66度416メートルの点  
 ヒ ヒから真方位223度429メートルの点  
 フ フから真方位246度47メートルの点  
 ヘ ヘから真方位156度260メートルの点  
 ヘ ヘから真方位66度47メートルの点
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
 とする。
- (2) 渔場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先  
 (3) 渔場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次  
 に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次のカ、  
 キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、  
 ゼ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とによ  
 つて囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によっ  
 て囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によっ  
 て囲まれた区域を除く。
- 基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱  
 ア 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点  
 イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82  
 度30分4,000メートルの点  
 ウ 同標柱から真方位55度30分4,000メートルの点  
 エ 同標柱から真方位345度30分4,000メートルの点  
 オ 基点第14号から真方位311度30分3,700メートルの点  
 基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した  
 標柱
- カ シ(青森県下北郡東通村大字尻屋字八幡2の5に建設した岩壁と内防  
 波堤が交わる点)から同岩壁上15メートルの点  
 キ カから真方位75度30分50メートルの点  
 ケ ケとキとを結ぶ直線に対しケから右側夾角147度70メートルの点  
 キヒクとを結ぶ直線に対しケから右側夾角110度45メートルの点

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで	"
さけ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
そい・たなご刺網漁業	"	
かれい・ひらめ刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
さめ・たら刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
たこ筆漁業	"	
あいなめ管漁業	"	

- 1 公示番号 東共第26号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 演業種類、漁業の名称及び漁業時期

- コ クヒケとを結ぶ直線に対しけから右側夾角150度86メートルの点  
 サ シから同岩壁上144メートルの点  
 ス ナ(尻屋港尻屋防波堤灯台中心点)から真方位156度50分334.  
 5メートルの点
- セ スから真方位321度10分163メートルの点  
 ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点  
 タ ソから真方位162度50分170.6メートルの点  
 チ タから真方位80度30分117.5メートルの点  
 ツ チから真方位141度30分20メートルの点  
 テ テソから真方位231度30分2.8メートルの点  
 ト テから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交  
 点  
 ニ ニから真方位322度10分27メートルの点  
 ヌ ニから真方位246度416メートルの点  
 ネ ネから真方位156度45メートルの点  
 ノ ノから真方位66度416メートルの点  
 ハ ハから真方位223度429メートルの点  
 ヒ ヒから真方位246度47メートルの点  
 フ フから真方位156度260メートルの点  
 ヘ ヘから真方位66度47メートルの点
- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋  
 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
- さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内  
 さけ刺網漁業 7ヶ統以内
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第27号  
 2 免許の内容たるべき事項

## (1) 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	//	いがい漁業	//
	あまのり漁業	//	くぼがい漁業	//
	ふのり漁業	//	かき漁業	//
	ぎんなんそう漁業	//	ほたてがい漁業	//
	つまた漁業	//	えぞばらがい漁業	//
	てんぐさ漁業	//	たこ漁業	//
	まつも漁業	//	なまこ漁業	//
	ひじき漁業	//	うに漁業	//
	ちがいそ漁業	//	ほや漁業	//
	もずく漁業	//	えらこ漁業	//
	あさり漁業	//		

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と  
 最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の赤坂川尻に設置した  
 標柱

ア 基点第14号から真方位311度30分3,700メートルの点  
 イ 基点第15号から真方位328度3,700メートルの点  
 標柱

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の裏部川尻に設置した  
 標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋  
 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第28号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで		
	かれい・ひらめ小型定置漁業	"		
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"		
第2種共同漁業	さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで		
	そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで		
	かれい・ひらめ刺網漁業	"		
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで		
	えぞばらがい電漁業	1月 1日から12月31日まで		
	たこ電漁業	"		
第1種共同漁業	かに電漁業	"		
	あいなめ電漁業	"		
	こんぶ漁業	1月 1日から12月31日まで	たこ漁業	1月 1日から12月31日まで
	わかめ漁業	"	なまこ漁業	"
	あわび漁業	"	うに漁業	"
	もすそがい漁業	"	ほや漁業	"
えぞばらがい漁業	ほたてがい漁業	"	かき漁業	"
	えぞばらがい漁業	"		

- 1 公示番号 東共第29号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	こんぶ漁業	1月 1日から12月31日まで	たこ漁業	1月 1日から12月31日まで
	わかめ漁業	"	なまこ漁業	"
	あわび漁業	"	うに漁業	"
	もすそがい漁業	"	ほや漁業	"
	ほたてがい漁業	"	かき漁業	"
	えぞばらがい漁業	"		

- (2) 渔場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先  
(3) 渔場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した  
標柱  
ア 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点  
イ 基点第15号から真方位328度3、700メートルの点

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の巣部川尻に設置した  
標柱  
ア 基点第15号から真方位328度3、700メートルの点  
イ 基点第16号から真方位356度30分3、700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の福崎川尻に設置し  
た標柱  
ア 基点第16号から真方位356度30分3、700メートルの点  
イ 基点第16号から真方位356度30分3、700メートルの点

- 3 免許予定期間 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋  
6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 渔場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の総数は、次のと  
おりとする。  
さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内  
さけ刺網漁業 90ヶ統以内  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底曳網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
もすそがい・えぞぼらがい籠漁業	"	
たこ籠漁業	"	
あいなめ籠漁業	"	

1	公示番号 東共第31号			
2	免許の内容たるべき事項			
(1)	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 かき漁業 ほたてがい漁業	1月 1日から 12月31日まで 〃 〃 〃	えぞぼらがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 ほや漁業	1月 1日から 12月31日まで 〃 〃 〃

申請期間	平成25年3月21日から同年6月28日まで
関係地区	青森県下北郡東通村大字野牛
その他	(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。 (2) 交付する免許の有効期間は、前項の期間を超過する場合は、(1)の期間を超過する場合と同様に、(1)の期間を超過する。

① 渔場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業	10ヶ統以内
さけ刺網漁業	40ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

① 渔場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業	10ヶ統以内
さけ刺網漁業	40ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第32号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで		
	やりいか・たなご・かれい小型定置漁業	"		
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業		"		
第2種 共同漁業	さけ刺網漁業 そい・たなご・かれい刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで		
	えぞばらがい籠漁業 あいなめ籠漁業	"		
	たこ籠漁業	"		

## (2) 渔場の位置 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平及び大字大利地先

(3) 渔場の区域 次の基点第16号、ア、イ及び基点第17号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稻崎川尻に設置した標柱

ア 基点第16号から真方位356度30分3、700メートルの点

イ 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点

基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱

ア 基点第16号から真方位356度30分3、700メートルの点

イ 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点

基点第18号 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平、字石持山、字外畑、字ホヤヶ平、字稻崎、字大久保及び大字大利

ア 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点

イ 基点第18号から真方位45度30分3、700メートルの点

基点第19号 青森県むつ市大字闘根字水川目605番の旧四等三角点砂鉄場(北緯41度21分12.398秒、東経141度14分57.049秒)から真方位314度38分13秒2、139メートルの点

ア ウから真方位30度44メートルの点

オ エから真方位300度80メートルの点

カ オから真方位30度98メートルの点

キ カから真方位120度112メートルの点

ク キから真方位80度940メートルの点

コ ケから真方位210度1、123メートルの点

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種 共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業	"	うに漁業 ほや漁業	"
	かき漁業	"	えらこ漁業	"
	たこ漁業	"		

## (2) 渔場の位置 青森県むつ市大字闘根地先

(3) 渔場の区域 次の基点第17号、ア、イ及び基点第18号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱

ア 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点

イ 基点第18号から真方位45度30分3、700メートルの点

基点第19号 青森県むつ市大字闘根字水川目605番の旧四等三角点砂鉄場(北緯41度21分12.398秒、東経141度14分57.049秒)から真方位314度38分13秒2、139メートルの点

ア ウから真方位30度44メートルの点

オ エから真方位300度80メートルの点

カ オから真方位30度98メートルの点

キ カから真方位120度112メートルの点

ク キから真方位80度940メートルの点

コ ケから真方位210度1、123メートルの点

ア ウから真方位30度44メートルの点

オ エから真方位300度80メートルの点

カ オから真方位30度98メートルの点

キ カから真方位120度112メートルの点

ク キから真方位80度940メートルの点

コ ケから真方位210度1、123メートルの点

ア ウから真方位30度44メートルの点

オ エから真方位300度80メートルの点

カ オから真方位30度98メートルの点

キ カから真方位120度112メートルの点

ク キから真方位80度940メートルの点

6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 7ヶ統以内  
さけ刺網漁業 38ヶ統以内

3 免許予定期 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県むつ市大字闘根

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第34号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ますり小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
かねい・ひらめ小型定置漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底網漁業	"	
そい・たなご刺網漁業	"	
うに鰯漁業	4月1日から7月31日まで	
えぞばらがい鰯漁業	1月 1日から12月31日まで	
たこ鰯漁業	"	

## (2) 漁場の位置

青森県むつ市大字閑根地先

(3) 漁場の区域  
次の基点第17号、ア、イ及び基点第18号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キ、  
ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
れた区域を除く。

基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱

ア 基点第17号から真方位15度3, 700メートルの点

イ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

基点第18号 青森県むつ市大字閑根とむつ市大畠町正津川との境に設置した標柱

ウ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

エ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

オ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

カ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

キ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

ク 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

ケ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

コ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

3 免許予定期間 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県むつ市大畠町

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
漁場の区域内に敷設するさけ・ますり小型定置漁業の統数は、6ヶ統以内に限る。

- 1 公示番号 東共第35号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から	ひじき漁業	1月 1日から	ひじき漁業
わかめ漁業	12月31日まで	"	12月31日まで	"
あまのり漁業	"	ちがいそ漁業	"	"
ふのり漁業	"	あわび漁業	"	"
ぎんなんそう漁業	"	たこ漁業	"	"
つのまた漁業	"	なまこ漁業	"	"
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	"
まつも漁業	"	ほや漁業	"	"
まつも漁業	"	えらこ漁業	"	"

## (2) 漁場の位置

青森県むつ市大畠町地先

(3) 漁場の区域  
次の基点第18号、ア、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第18号 青森県むつ市大字閑根とむつ市大畠町正津川との境に設置した標柱

ア 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

イ 基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

基点第19号 青森県むつ市大字閑根字水川目605番の旧四等三角点砂駄場(北緯41度21分12.398秒、東経141度14分57.049秒)から真方位314度38分13秒2, 139メートルの点

エ ウから真方位30度444メートルの点

オ エから真方位300度80メートルの点

カ オから真方位30度98メートルの点

キ カから真方位120度112メートルの点

ク キから真方位80度940メートルの点

ケ ケから真方位120度80メートルの点

コ コから真方位210度1, 123メートルの点

3 免許予定期間 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県むつ市大畠町

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

とする。

- 1 公示番号 東共第36号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業 かれい・ひらめ・たなご底建網漁業 そい・たなご刺網漁業 うに簎漁業 あいなめ簎漁業	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃	ちがいそ漁業 あわび漁業 いがい漁業 くぼがい漁業 たこ漁業	1月1日から 12月31日まで 〃 〃 〃

(2) 漁場の位置 次の基点第18号、ア、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第18号 青森県むつ市大字闊根ともつ市大畠町正津川との境に設置した標柱  
ア 基点第18号から真方位45度30分3、700メートルの点  
イ 基点第19号から真方位37度30分3、700メートルの点
- 基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 ふのり漁業 あかばね漁業 ぎんなんそう漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 まつも漁業 ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	ちがいそ漁業 あわび漁業 いがい漁業 くぼがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 ほや漁業 えらこ漁業 〃	1月1日から 12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字下風呂地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱  
ア 基点第19号から真方位37度30分3、700メートルの点  
イ ウ 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱  
エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂に建設の東側防波堤の東側  
基部  
オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点  
カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻2の1に設置した標柱から  
真方位3度25メートルの点  
キ クから真方位35度30分15メートルの点  
ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻、通称滝の下に設置した標

- 柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字下風呂  
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

1	公示番号 東共第38号	
2	免許の内容たるべき事項	
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
そい・たなご刺網漁業	"	
共同漁業		
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
たこ簎漁業	1月 1日から12月31日まで	
(2) 漁場の位置		
(3) 漁場の区域		
次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。		
基点第19号	青森県下北部風間浦村大字下風呂地先	
ア	基点第19号から真方位37度30分3、700メートルの点	
イ	ウから真方位7度3、700メートルの点	
ウ	基点第20号から真方位9度15分98メートルの点	
基点第20号	青森県下北部風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱	
エ	青森県下北部風間浦村大字下風呂に建設の東側防波堤の東側	
オ	エから東側防波堤の東側に沿い2.8メートル北方の同堤側線上の点	
カ	青森県下北部風間浦村大字下風呂字家の戸2の1に設置した標柱から	
真方位3度25メートルの点		
キ	クから真方位351度30分15メートルの点	
ク	青森県下北部風間浦村大字下風呂字家の戸、通称滝の下に設置した標柱	
3	免許予定期	
4	申請期間	
5	関係地区	
6	その他	
(1)	この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。	
(2)	この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。	
①	漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。	
②	かれい・ひらめ刺網漁業の場合は、3寸5分以上とする。	

1	公示番号 東共第39号			
2	免許の内容たるべき事項			
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期				
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から	もずく漁業	1月 1日から	12月31日まで
わかれめ漁業	"	あわび漁業	"	"
あまのり漁業	"	いがい漁業	"	"
ふのり漁業	"	くばがい漁業	"	"
あかばね漁業	"	かき漁業	"	"
ぎんなんそう漁業	"	たこ漁業	"	"
つのまた漁業	"	なまこ漁業	"	"
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	"
まつも漁業	"	ほや漁業	"	"
ひじき漁業	"	えらこ漁業	"	"
ちがいそ漁業	"	いわむし漁業	"	"
(2) 漁場の位置				
(3) 漁場の区域				
次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点第21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域				
基点第20号	青森県下北部風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱			
ア	基点第20号から真方位9度15分98メートルの点			
イ	アから真方位7度3、700メートルの点			
ウ	基点第21号から真方位26度30分3、700メートルの点			
基点第21号	青森県下北部風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱			
ア	基点第20号から真方位9度15分98メートルの点			
イ	アから真方位7度3、700メートルの点			
ウ	基点第21号から真方位26度30分3、700メートルの点			
3	免許予定期			
4	申請期間			
5	関係地区			
6	その他			
3	免許予定期 平成25年9月1日			
4	申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで			
5	関係地区 青森県下北部風間浦村大字易国間			
6	その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。			

2 公示番号 東共第40号 免許の内容たるべき事項		
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	さけ小型定置漁業 やりいか・こうなご・たなご・小型定置漁業 かれい・ひらめ・たなご底建網漁業 そい・たなご刺網漁業 うに管漁業 たこ管漁業	9月 1日から翌年1月31日まで 1月 1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期				
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	あわび漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	〃	くほがい漁業	〃	
あまのり漁業	〃	かき漁業	〃	
ふのり漁業	〃	えぞぼらがい漁業	〃	
あわび漁業	〃	たこ漁業	〃	
ぎんなんそう漁業	〃	なまこ漁業	〃	
てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃	
まつも漁業	〃	ほや漁業	〃	
ひじき漁業	〃	えらご漁業	〃	
ちがいそ漁業	〃	いわむし漁業	〃	
もずく漁業	〃			

3	免許予定期	平成25年9月1日
4	申請期間	平成25年3月21日から同年6月28日まで
5	関係地区	青森県下北郡風間浦村大字易国間
6	その他	
	(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。	
	(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。	
	漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。	

ア	基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点
イ	基点第22号から真方位38度30分3, 700メートルの点
基点第22号	青森県下北郡風間浦村と大間町と境の川中石に設置した標柱
免許予定日	平成25年9月1日
申請期間	平成25年3月21日から同年6月28日まで
関係地区	青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
その他	この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

- 1 公示番号 東共第42号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ小型定置漁業	9月 1日から翌年 1月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
そい・たなご・あいなめ刺網漁業	"	
ひらめ刺網漁業	"	
あんこう刺網漁業	11月 1日から翌年 6月30日まで	
うに簾漁業	1月 1日から12月31日まで	
えぞばらがい簾漁業	"	
たこ簾漁業	"	

- (2) 渔場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先  
(3) 渔場の区域 次の基点第21号、ア、イ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって用まれた区域

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の桙和石に設置した標柱

- ア 基点第21号から真方位26度30分3、700メートルの点  
イ 基点第22号から真方位38度30分3、700メートルの点

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

- 3 免許予定期 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県下北部風間浦村大字蛇浦

その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

- 1 公示番号 東共第43号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	えごのり漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	ほんだわら漁業	"	
あまのり漁業	"	つるあらめ漁業	"	
ふのり漁業	"	あわび漁業	"	
あかば漁業	"	いがい漁業	"	
ぎんなんそう漁業	"	さざえ漁業	"	
つのまた漁業	"	えぞばらがい漁業	"	
てんぐさ漁業	"	たこ漁業	"	
まつも漁業	"	なまこ漁業	"	
ひじき漁業	"	うに漁業	"	
ちがいそ漁業	"	ほや漁業	"	
もずく漁業	"	いわむし漁業	"	

- (2) 渔場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先  
(3) 渔場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって用まれた区域。

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

- 3 免許予定期 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間

- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

- 3 免許予定期 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第44号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業 かれい・ひらめ・たなご底建網漁業 そい・たなご刺網漁業 かれい・ひらめ刺網漁業 さめ・たら・あんこう刺網漁業 うに鰯漁業	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで
(2) 漁場の位置	青森県下北郡大間町大字大間地先	
(3) 漁場の区域	次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱  
ア 基点第22号から真方位38度30分3、700メートルの点  
イ 青森県下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分3、700メートルの点  
ウ 基点第23号から真方位270度30分3、700メートルの点  
柱

- 3 免許予定期 4 申請期間 5 関係地区 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第45号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 ふのり漁業 あかばね漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ちがいそ漁業 もずく漁業	1月1日から12月31日まで 12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	えごのり漁業 ほんだわら漁業 あわび漁業 さざえ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 ほや漁業 いわむし漁業 〃	1月1日から12月31日まで 12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
(2) 漁場の位置	青森県下北郡大間町大字奥戸地先			
(3) 漁場の区域	次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。			

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱  
ア 基点第23号から真方位270度30分3、700メートルの点  
イ 基点第24号から真方位270度30分3、700メートルの点  
柱

3 免許予定期 4 申請期間 5 関係地区 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

## 報 照 標 柱

- 1 公示番号 東共第46号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
やりいか・こうなご・たなご	小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
かれい・ひらめ・たなご	底建網漁業	"
そい・たなご	刺網漁業	"
かれい・ひらめ	刺網漁業	"
さめ・たら・あんこう	刺網漁業	11月 1日から翌年 6月30日まで
うに	電漁業	1月 1日から12月31日まで
たこ	電漁業	"
あいなめ	電漁業	"

## (2) 漁場の位置

青森県下北部大間町大字奥戸先

(3) 漁場の区域

次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第23号 青森県下北部大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標

柱

ア 基点第23号から真方位270度30分3、700メートルの点

イ 基点第24号から真方位270度30分3、700メートルの点

基点第24号 平成25年9月1日

3 免許予定日 平成25年3月21日から同年6月28日まで

4 申請期間 青森県下北部大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

5 関係地区

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第47号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業		1月 1日から12月31日まで	ほんだわら漁業	1月 1日から12月31日まで
わかめ漁業	"	"	うみぞうめん漁業	"
あまのり漁業	"	"	あわび漁業	"
ふのり漁業	"	"	いがい漁業	"
つのみ漁業	"	"	くぼがい漁業	"
てんぐさ漁業	"	"	さざえ漁業	"
まつも漁業	"	"	たこ漁業	"
ひじき漁業	"	"	なまこ漁業	"
もずく漁業	"	"	うに漁業	"
えごのり漁業	"	"	ほや漁業	"

## (2) 漁場の位置

青森県下北部佐井村先

(3) 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次

に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第24号 青森県下北部大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点第24号から真方位270度30分3、700メートルの点

イ 青森県下北部佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方

位282度30分3、700メートルの点

ウ 青森県下北部佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方

位282度30分3、700メートルの点

エ 青森県下北部佐井村大字長後字牛滌、焼山崎に設置した標柱から真方

位282度30分3、700メートルの点

オ 基点第25号から真方位277度30分3、700メートルの点

基点第25号 平成25年9月1日

3 免許予定日 平成25年3月21日から同年6月28日まで

4 申請期間 青森県下北部佐井村

5 関係地区

6 その他

- この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第48号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで	
かわいい・ひらめ小型定置漁業	"	
かわいい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
そい・たなご刺網漁業	"	
さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
第2種 共同漁業		
かわいい刺網漁業	2月1日から8月31日まで	
ひらめ刺網漁業	5月1日から7月31日まで	
うに簾漁業	1月 1日から12月31日まで	
もすそがい・えぞばらがい簾漁業	"	
たこ簾漁業	"	
あいなめ簾漁業	"	

## (2) 漁場の位置

青森県下北郡佐井村地先

(3) 漁場の区域

- 次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点第24号から真方位270度30分3、700メートルの点

イ 青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3、700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3、700メートルの点

エ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滻、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3、700メートルの点

オ 基点第25号から真方位277度30分3、700メートルの点

- 基点第25号 青森県下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱  
免許予定期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
申請期間 平成25年9月1日  
関係地区 青森県下北郡大間町大字大間  
その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

とする。

- 1 公示番号 東共第49号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	うに簾漁業	1月 1日から5月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先  
ア 基点第22号（青森県下北郡大間町と風間浦村との境の川中石に設置した標柱）から真方位38度30分3、700メートルの点

イ エ（下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱）から真方位15度30分3、700メートルの点

ウ エから真方位342度30分3、700メートルの点

3 免許予定期間 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
かわいい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

## 報 照 標 檻

- 1 公示番号 東共第50号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月 1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市及び上北郡おいらせ町地先  
（3）漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ク（基点第6号（青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点（3NO.2）から真方位184度4分107メートルの点に設置した標柱）から真方位67度30分215メートルの点）から真方位

イ 基点第7号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位67度30分5、600メートルの点

ウ キ（青森県三沢市大字三沢、塩釜灯台中心点）から真方位78度30分5、800メートルの点

エ キから真方位78度30分2、800メートルの点

オ 基点第7号から真方位67度30分2、200メートルの点

カ クから真方位67度30分2、200メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県三沢市、おいらせ町（平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。）及び八戸市（ただし、八戸市大字鶴町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜を除く。）

## 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

本漁業権場内において、本漁業の免許の日以前1ヶ年の間における許可と同一の漁業権種類であつて、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する者に係る知事の許可に基づく操業を受認しなければならない。

- 1 公示番号 東共第51号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	かれい刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	たら刺網漁業	11月 1日から翌年3月31日まで
	えぞばらがい簾漁業	1月 1日から12月31日まで
	たこ簾漁業	"
	かに簾漁業	"
	そい・あいなめ簾漁業	"
	はも（あなご）胴漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県三沢市、上北郡おいらせ町、八戸市及び三戸郡階上町地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、フ、ノ、ネ、ハ、ヒ、ヘ、オ、マ、ミ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 基点第1号（青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱）から磁針方位78度30分6、000メートルの点

イ 基点第3号（青森県八戸市大字鶴町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位54度30分4、500メートルの点

ウ ヨ（基点第6号（青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点（3NO.2）から真方位184度4分107メートルの点に設置した標柱）から真方位67度30分215メートルの点）から真方位

エ 基点第7号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位67度30分5、600メートルの点

オ 基点第8号（青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱）から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸州先に設置した標柱）から真方位82度30分3、700メートルの点

カ キ 基点第8号から真方位82度30分2、000メートルの点

ク ケ 基点第5号（青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱）から真方位57度2、200メートルの点

コ ハニ港無島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点

サ メヒモを結ぶ線とエヒシを結ぶ線との交点

シト(青森県八戸市大字飯町字下盲久保2番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位351度30分1, 500メートルの点  
 ストから真方位53度30分2, 000メートルの点  
 セ基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点  
 ソチから真方位50度30分1, 800メートルの点  
 タ基点第1号から磁針方位78度30分3, 000メートルの点  
 チツから真方位7度30分330メートルの点  
 ツテから真方位81度30分400メートルの点  
 テ柱)から真方位2号(青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標  
 ナムから真方位63度30分300メートルの点  
 ニイヒウを結ぶ線とナから真方位35度の線との交点  
 ヌイヒウを結ぶ線上ニからウに対し2, 000メートルの点  
 ネメヒヤを結ぶ線上メから4, 200メートルの点  
 ノメヒモを結ぶ線上メから3, 880メートルの点  
 ハヌヒモを結ぶ線上メから3, 500メートルの点  
 ピヌヒモを結ぶ線上メから3, 240メートルの点  
 フヌヒモを結ぶ線ヒケヒコを結ぶ線との交点  
 ヘヌヒモを結ぶ線上メから2, 040メートルの点  
 マヌヒヤを結ぶ線上メから2, 200メートルの点  
 ミヌヒモを結ぶ線上メから1, 880メートルの点  
 ムヌヒモを結ぶ線上メから1, 740メートルの点  
 ムヌヒモから真方位6度1, 440メートルの点  
 ムヌヒモ日出岩(3.3メートル)(北緯40度32分36秒、東経141度  
 34分12秒)  
 モ五戸川河口右岸(北緯40度35分19秒、東経141度28分32  
 秒)から真方位90度1, 000メートルの点  
 ヤモから真方位90度1, 270メートルの点  
 ユトから真方位297度30分1, 800メートルの点  
 平成25年9月1日  
 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
 青森県三沢市、おいらせ町(平成18年2月28日における旧上北郡百石町  
 の区域に限る。)、八戸市及び階上町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 本漁業権漁場区域内において、本漁業の免許の日以前1ヶ年の間における許可と同一

の漁業種類であつて、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する者に係る知事の許可に基づく操業を受認しなければならない。

② 次のサ、シ、ム、ナ、ニ、ヌ、ネ、ハ、ヒ、ヘ、ホ、マ、ミ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域にあっては、船舶の航行を妨げてはならない。

サメヒモを結ぶ線ヒュヒシを結ぶ線との交点  
 シト(青森県八戸市大字飯町字下盲久保2番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位351度30分1, 500メートルの点

ムメから真方位6度1, 440メートルの点  
 ナムから真方位327度20分2, 440メートルの点

ニイヒウを結ぶ線ヒナから真方位35度の線との交点  
 ヌイヒウを結ぶ線上ニからウに対し2, 000メートルの点

ヌメヒヤを結ぶ線上メから4, 200メートルの点  
 ネヌヒモを結ぶ線上メから3, 500メートルの点

ヌヌヒモを結ぶ線上メから3, 240メートルの点  
 ハヌヒモを結ぶ線上メから2, 040メートルの点

ヌヌヒモヒヤを結ぶ線上メから2, 200メートルの点  
 ハヌヌヒモヒヤを結ぶ線上メから1, 880メートルの点

ヌヌヌヒモヒモを結ぶ線上メから1, 740メートルの点  
 ムヌヌヌヒモヒモ日出岩(3.3メートル)(北緯40度32分36秒、東経141度  
 34分12秒)

③ かれい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。



3 免許予定期  
4 申請期間  
5 関係地区  
6 その他

平成25年9月1日  
平成25年3月21日から同年6月28日まで  
青森県八戸市大字市川町  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
とする。

平成25年9月1日  
平成25年3月21日から同年6月28日まで  
青森県八戸市大字市川町  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
とする。

1 公示番号 東共第54号  
2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで
	しらうお・こうなご地びき網漁業	11月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置  
(3) 漁場の区域

青森県上北郡おいらせ町地先  
次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原にある百石漁港3級基準点(3N.O.

2) から真方位184度4分10.7メートルの点に設置した標柱

ア 基点第6号から真方位67度30分21.5メートルの点、

イ アから真方位67度30分2, 200メートルの点、

ウ ベルト基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

3 免許予定期  
4 申請期間  
5 関係地区

平成25年9月1日  
平成25年3月21日から同年6月28日まで  
青森県上北郡おいらせ町(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の  
区域に限る。)

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
とする。

- 1 公示番号 東共第55号  
2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで
しらうお・こうなご地びき網漁業	11月 1日から翌年 6月30日まで	

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱  
ア 基点第7号から真方位67度30分2、200メートルの点  
イ 基点第8号から真方位82度30分2、000メートルの点

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高潮川右岸洲先に設置した標柱

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高潮川右岸洲先に設置した標柱

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高潮川右岸洲先に設置した標柱

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高潮川右岸洲先に設置した標柱

とする。

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目  
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

キコを中心とする半径1、000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点  
3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駿及び大字出戸  
6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

- 1 公示番号 東共第57号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した  
 標柱:

- ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点  
 イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角  
 点から真方位109度5, 850メートルの点) から真方位270度1,  
 600メートルの点  
 ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋  
 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
 とする。

- 1 公示番号 東共第58号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と  
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した  
 標柱:

- ア 基点第14号から真方位311度30分3, 700メートルの点  
 イ 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点  
 ウ 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の脛部川尻に設置した  
 標柱:

## 林 森 樹

1 公示番号 東共第59号
2 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

## 第3種 共同漁業 いわし地びき網漁業

漁業時期 5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の蓑部川尻に設置した  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

標柱:

ア 基点第15号から真方位328度3,700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3,700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稻崎川尻に設置した標柱:

ア 基点第15号から真方位328度3,700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3,700メートルの点

ウ カ 鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点

エ カから真方位337度30分50メートルの点

オ オ (鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)

カ オから真方位337度30分300メートルの点

ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)

エ カから真方位157度30分50メートルの点

オ オ (鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)

カ オから真方位337度30分300メートルの点

ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)

エ カから真方位157度30分50メートルの点

オ オ (鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)

カ オから真方位337度30分300メートルの点

ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)

エ カから真方位157度30分50メートルの点

オ オ (鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)

カ オから真方位337度30分300メートルの点

ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)

エ カから真方位157度30分50メートルの点

オ オ (鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)

カ オから真方位337度30分300メートルの点

ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)

エ カから真方位157度30分50メートルの点

オ オ (鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)

カ オから真方位337度30分300メートルの点

ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)

エ カから真方位157度30分50メートルの点

オ オ (鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)

カ オから真方位337度30分300メートルの点

ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)

エ カから真方位157度30分50メートルの点

- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して星間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならぬ。

- 1 公示番号 東定第2号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (鮫角灯台中心点から真方位120度50分6150メートルの点) から真方位326度30分300メートルの点

イ オから真方位146度30分300メートルの点  
ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位133度10分5700メートルの点) から真方位326度30分50メートルの点

エ カから真方位146度30分50メートルの点

## 3 免許予定日 平成25年9月1日

## 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大窪窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字楓ノ木及び大字金浜

## 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身綱の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して屋間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第3号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ(通称深久保)地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (鮫角灯台中心点から真方位116度50分4800メートルの点) から真方位324度20分300メートルの点

イ オから真方位144度20分300メートルの点  
ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位132度20分4350メートルの点) から真方位324度20分50メートルの点

エ カから真方位144度20分50メートルの点

## 3 免許予定日 平成25年9月1日

## 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大窪窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字楓ノ木及び大字金浜

## 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身綱の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して屋間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1	公示番号 東定第4号
2	免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	さけ・ぶり・やりいか定置漁業
漁業の名称	1月1日から12月31日まで
漁業時期	
定置漁業	
さけ・まぐろ・いわ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字館越（通称白浜）地先	
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア オ（鮫角灯台中心点から真方位103度30分3220メートルの点）から真方位316度20分300メートルの点	
イ オから真方位136度20分300メートルの点	
ウ カ（鮫角灯台中心点から真方位134度50分2710メートルの点）から真方位316度20分50メートルの点	
エ カから真方位136度20分50メートルの点	
3 免許予定日 平成25年9月1日	
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで	
5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大櫻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字楓ノ木及び大字金浜	
6 その他	
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。	
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。	
① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。	
② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。	
③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。	
④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならぬ。	
(3) 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならぬ。	

1	公示番号 東定第5号
2	免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	さけ・まぐろ・いわ定置漁業
漁業の名称	1月1日から12月31日まで
漁業時期	
定置漁業	
さけ・まぐろ・いわ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(2) 漁場の位置 青森県三沢市四川目地先	
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア オ（基点東定第5号（青森県三沢市港町一丁目にある三沢市漁港基部から真方位346度30分2950メートルの点に設置した標柱）から真方位76度3500メートルの点）から真方位346度400メートルの点	
イ オから真方位166度400メートルの点	
ウ カ（基点東定第5号から真方位76度2600メートルの点）から真方位166度50メートルの点	
エ カから真方位346度50メートルの点	
3 免許予定日 平成25年9月1日	
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで	
5 地元地区 青森県三沢市	
6 その他	
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。	
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。	
① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。	
② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。	
③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。	
④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。	

1 公示番号 東定第6号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで
(2) 漁場の位置 青森県三沢市砂森地先		
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
ア オ (基点東定第6号 (青森県三沢市大字三沢字浜通145番地にある塙釜灯台中心点から真方位358度30分2400メートルの点に設置した標柱) から真方位83度3400メートルの点)		
イ オから真方位353度400メートルの点		
ウ カ (基点東定第6号から真方位83度2500メートルの点) から真方位173度50メートルの点		
エ カから真方位353度50メートルの点		
3 免許予定期間	平成25年9月1日	
4 申請期間	平成25年3月21日から同年6月28日まで	
5 地元地区	青森県三沢市	
6 その他		

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。
  - ③ 当該定置網の身綱の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して屋間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面に1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならぬ。

1 公示番号 東定第7号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで
(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先		
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
ア オ (基点東定第7号 (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、むつ小川原港港湾区域北端から海滨に沿い500メートル北側の海滨に設置した標柱) から真方位90度30分2300メートルの点)		
イ オから真方位0度30分400メートルの点		
ウ カ (基点東定第7号から真方位90度30分1400メートルの点) から真方位180度30分50メートルの点		
エ カから真方位0度30分50メートルの点		
3 免許予定期間	平成25年9月1日	
4 申請期間	平成25年3月21日から同年6月28日まで	
5 地元地区	青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架、大字尾崎及び大字出戸	
6 その他		

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身綱の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して屋間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面に1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第8号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森地先(通称猿ヶ森漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第8号(青森県下北郡東通村大字尻労と大字猿ヶ森との境から1500メートル南側の点に設置した標柱)から真方位112度30分2350メートルの点)から真方位22度30分400メートルの点

イ オから真方位202度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第8号から真方位112度30分850メートルの点)から真方位202度30分50メートルの点

エ カから真方位22度30分50メートルの点

イ オから真方位192度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第9号から真方位102度30分1050メートルの点)から真方位192度30分50メートルの点

エ カから真方位12度30分50メートルの点

3 免許予定期間 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

## ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身綱の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して屋間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならぬ。

- 1 公示番号 東定第9号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先(通称小沼川尻漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第9号(青森県下北郡東通村大字尻労字小沼川尻から1100メートル南側に設置した標柱)から真方位102度30分2350メートルの点)から真方位12度30分400メートルの点

イ オから真方位192度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第9号から真方位102度30分1050メートルの点)から真方位192度30分50メートルの点

エ カから真方位12度30分50メートルの点

イ オから真方位192度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第9号から真方位102度30分1050メートルの点)から真方位192度30分50メートルの点

エ カから真方位12度30分50メートルの点

3 免許予定期間 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

## ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身綱の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して屋間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならぬ。

- 1 公示番号 東定第10号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻勞地先

## (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第10号(青森県下北郡東通村大字尻勞字下堀川たがとぐら岩に設置した標柱)から真方位113度30分2050メートルの点)から真方位23度30分400メートルの点

イ オから真方位203度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第10号から真方位113度30分1200メートルの点)から真方位203度30分50メートルの点

エ カから真方位23度30分50メートルの点

イ オから真方位113度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第11号から真方位98度30分2350メートルの点)から真方位8度30分400メートルの点

エ カから真方位8度30分50メートルの点

イ オから真方位188度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第11号から真方位98度30分1050メートルの点)から真方位188度30分50メートルの点

エ カから真方位8度30分50メートルの点

イ オから真方位188度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第11号から真方位98度30分50メートルの点)から真方位8度30分50メートルの点

エ カから真方位8度30分50メートルの点

(3) 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第11号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

## (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第11号(青森県下北郡東通村大字尻屋字カシリの海浜に設置した標柱)から真方位98度30分2350メートルの点)から真方位8度30分400メートルの点

イ オから真方位188度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第11号から真方位98度30分1050メートルの点)から真方位188度30分50メートルの点

エ カから真方位8度30分50メートルの点

イ オから真方位188度30分400メートルの点

ウ カ (基点東定第11号から真方位98度30分50メートルの点)から真方位8度30分50メートルの点

エ カから真方位8度30分50メートルの点

(3) 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第12号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先(通称 関根漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(カから真方位30度1450メートルの点)から真方位30度500メートルの点

イ オから真方位120度500メートルの点  
ウ カ(基点東定第12号(青森県むつ市大字関根、根古基川尻に設置した標柱)から真方位40度3170メートルの点)から真方位120度50メートルの点

エ カから真方位300度50メートルの点  
3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県むつ市大字関根  
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。  
② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。

③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して星間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第1号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道伝字神、字道伝及び字小舟渡地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第1号(青森県三戸郡階上町大字道伝字廿一、階上灯台基部に設置した標柱)から真方位328度550メートルの点  
イ 基点東区第1号から真方位328度550メートルの点  
ウ 基点東区第1号から真方位320度30分1640メートルの点  
エ 基点東区第1号から真方位327度30分1660メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県三戸郡階上町  
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものであっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。  
② アの点及びエの点に、星間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第2号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延繩式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仮字大蛇、字荒谷及び字浜久保地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第3号（青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位6度30分1040メートルの点

イ 基点東区第2号（青森県三戸郡階上町大字道仮字浜久保と字神との境に設置した標柱）から真方位37度850メートルの点

ウ 基点東区第2号から真方位28度30分460メートルの点

エ 基点東区第3号から真方位78度30分640メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県三戸郡階上町

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

ア 基点東区第3号（青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位11度30分1500メートルの点

イ 基点東区第3号から真方位29度30分1270メートルの点

ウ 基点東区第3号から真方位22度30分920メートルの点

エ 基点東区第3号から真方位0度30分1240メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県八戸市大字皎町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢、字赤堀、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コワ、字坂ノ下、字種差、字棚久保、字大堀堀、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仮沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字楓ノ木及び大字金浜

- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第3号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延繩式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字金浜字塩竈地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 1 公示番号 東区第4号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第4号（青森県八戸市大字鮫町字大作平、大島東端に設置した標柱）

イ アから真方位52度30分350メートルの点

ウ アから真方位105度30分620メートルの点

エ アから真方位145度30分500メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字ニッ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大棚窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字櫻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② イの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第5号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町守高岩（通称法師浜）地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遙望石崎東端に設置した標柱）から真方位59度30分400メートルの点

イ 基点東区第7号から真方位93度30分560メートルの点

ウ 基点東区第7号から真方位136度30分360メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字ニッ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大棚窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仮沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字櫻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第6号  
2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延繩式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鰺町字種差地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鰺町字遙望石崎東端に設置した標柱）から真方位348度720メートルの点

イ 基点東区第7号から真方位5度30分480メートルの点

ウ 基点東区第7号から真方位314度30分300メートルの点

エ 基点東区第7号から真方位314度30分600メートルの点

#### 3 免許予定日

平成25年9月1日

#### 4 申請期間

平成25年3月21日から同年6月28日まで

#### 5 地元地区

青森県八戸市大字鰺町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢、字亦瀧、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大棚屋、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字櫻ノ木及び大字金浜

#### 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第7号  
2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延繩式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鰺町字赤コウ（通称深久保）地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第7号（青森県八戸市大字鰺町字遙望石崎東端に設置した標柱）から真方位326度30分1700メートルの点

イ 基点東区第7号から真方位338度900メートルの点

ウ 基点東区第7号から真方位314度30分780メートルの点

#### 3 免許予定日

平成25年9月1日

#### 4 申請期間

平成25年3月21日から同年6月28日まで

#### 5 地元地区

青森県八戸市大字鰺町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢、字亦瀧、字ニツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大棚屋、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仮沢、字シヨシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字櫻ノ木及び大字金浜

#### 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 畜殖施設は、網及び土俵等海中におけるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第8号  
2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 渔 業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字館越（通称白浜）地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第3号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位54度30分1000メートルの点

イ 基点第3号から真方位54度30分1500メートルの点  
ウ イとクを結ぶ直線上のイから2000メートルの点

エ ウから真方位2334度30分500メートルの点  
オ 基点第2号（青森県三戸郡と青森県八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位63度30分300メートルの点

カ オから真方位81度30分400メートルの点  
キ カから真方位7度30分330メートルの点

ク キから真方位50度30分1800メートルの点  
平成25年9月1日

3 免許予定日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、

字堀込、字小沢、字横道通、字仲子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字川清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大概窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字櫻ノ木及び大字金浜

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しな

ければならない。

- ② イの点及びウの点に、昼間においては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第9号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東区第9号 (青森県八戸市大字鮫町) 鮫島東端に設置した標柱) テキ (青森県八戸市大字鮫町、通称カラマ岩西端に設置した標柱) とを結ぶ直線上基点東区第9号から100メートルの点) から真方位47度30分50メートルの点

イ カ (基点東区第9号とキとを結ぶ直線上キから50メートルの点) から真方位47度30分50メートルの点  
ウ カから真方位227度30分50メートルの点  
エ オから真方位227度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字ニ子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハシキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字縦久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

## 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第10号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア エから真方位0度30分100メートルの点  
イ ウから真方位0度30分100メートルの点  
ウ 基点東区第10号 (青森県八戸市大字鮫町、大島北端に設置した標柱) テオ (青森県八戸市大字鮫町、鮫島西端) とを結ぶ直線上オから50メートルの点

エ 基点東区第10号とオとを結ぶ直線上基点東区第10号から120メートルの点

## 6 その他

## 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第11号	1 公示番号 東区第12号						
2 免許の内容たるべき事項	2 免許の内容たるべき事項						
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種 区 画 漁 業</td><td>こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>		漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期					
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで					
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先							
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
ア 基点東区第11号（青森県八戸市大字鮫町、通称ヒライシ）に設置した標柱）から真方位357度30分190メートルの点	ア 基点東区第12号から真方位286度270メートルの点						
イ ウから真方位357度30分150メートルの点	イ 基点東区第12号から真方位327度30分210メートルの点						
ウ 青森県八戸市大字鮫町、大島西端に設置した標柱	ウ 基点東区第12号から真方位218度180メートルの点						
エ 基点東区第11号から真方位357度30分40メートルの点	エ 基点東区第12号から真方位218度180メートルの点						
3 免許予定日 平成25年9月1日	3 免許予定日 平成25年9月1日						
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで	4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで						
5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字犠子、字下手代森、字大開、字縁久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平	5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字犠子、字下手代森、字大開、字縁久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平						
6 その他	6 その他						
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。	(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。						
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。	(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。						
① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。						
② アの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。	② アの点、イの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上 の赤色布地の標識を水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。						

1 公示番号 東区第11号	1 公示番号 東区第12号						
2 免許の内容たるべき事項	2 免許の内容たるべき事項						
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種 区 画 漁 業</td><td>こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>		漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期					
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで					
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先							
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
ア 基点東区第11号（青森県八戸市大字鮫町、通称ヒライシ）に設置した標柱）から真方位357度30分190メートルの点	ア 基点東区第12号から真方位286度270メートルの点						
イ ウから真方位357度30分150メートルの点	イ 基点東区第12号から真方位327度30分210メートルの点						
ウ 青森県八戸市大字鮫町、大島西端に設置した標柱	ウ 基点東区第12号から真方位218度180メートルの点						
エ 基点東区第11号から真方位357度30分40メートルの点	エ 基点東区第12号から真方位218度180メートルの点						
3 免許予定日 平成25年9月1日	3 免許予定日 平成25年9月1日						
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで	4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで						
5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字犠子、字下手代森、字大開、字縁久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平	5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字犠子、字下手代森、字大開、字縁久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平						
6 その他	6 その他						
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。	(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。						
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。	(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。						
① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。	① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。						
② アの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。	② アの点、イの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上 の赤色布地の標識を水面1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。						

1 公示番号 東区第13号	1 公示番号 東区第14号						
2 免許の内容たるべき事項	2 免許の内容たるべき事項						
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種 区 画 渔 業</td><td>こんぶ・まつも・わかめ・すじめ 延縄式養殖業</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>		漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第 1 種 区 画 渔 業	こんぶ・まつも・わかめ・すじめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期					
第 1 種 区 画 渔 業	こんぶ・まつも・わかめ・すじめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで					
(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先							
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
ア 基点東区第13号（青森県八戸市大字鮫町、燕島北端）に設置した標柱）から真方位327度30分250メートルの点							
イ 基点東区第13号から真方位31度30分520メートルの点							
ウ 基点東区第13号から真方位65度480メートルの点							
エ 基点東区第13号から真方位147度30分230メートルの点							
3 免許予定日 平成25年9月1日							
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで							
5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字義子、字下手代森、字大開、字縄久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平							
6 その他							
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。							
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。							
① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。							
② アの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。							

1 公示番号 東区第14号	1 公示番号 東区第14号						
2 免許の内容たるべき事項	2 免許の内容たるべき事項						
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種 区 画 渔 業</td><td>あわび垂下式養殖業</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>		漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第 1 種 区 画 渔 業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期					
第 1 種 区 画 渔 業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで					
(2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字白糠地先							
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
ア 基点東区第14号（青森県下北部東通村大字白糠、白糠漁港白糠地区—3.0m岸壁東防波堤先端部南東端）から真方位207度70メートルの点							
イ 基点東区第14号から真方位198度70メートルの点							
ウ 基点東区第14号から真方位198度10メートルの点							
エ 基点東区第14号から真方位250度15メートルの点							
3 免許予定日 平成25年9月1日							
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで							
5 地元地区 青森県下北部東通村大字白糠							
6 その他							
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。							
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。							
① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。							
② イの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。							

- 1 公示番号 東区第15号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第15号（青森県下北郡東通村大字小田野沢、通称鰯川左岸北側の防潮堤上に設置した標柱）から真方位97度30分355メートルの点

イ アから真方位97度30分200メートルの点

ウ ウから真方位13度30分50メートルの点

エ アから真方位13度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県下北郡東通村大字小田野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② イの点及びウの点に、昼間には、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第16号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字闘根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東区第16号から600メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分1500メートルの点

イ 基点東区第16号（青森県むつ市大字闘根、根古基川尻から400メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分1500メートルの点

ウ 基点東区第16号から真方位32度30分700メートルの点

エ オから真方位32度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県むつ市大字闘根

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間には、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第17号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県むつ市大字闘根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県むつ市大字闘根、出戸川河口左岸に設置した標柱) から真方位45度30分1500メートルの点

イ 基点東区第17号 (青森県むつ市大字闘根字前浜44番地65号地先の通称闘根浜斜路に設置した標柱) から真方位45度30分1500メートルの点

ウ 基点東区第17号から真方位45度30分700メートルの点

エ オから真方位45度30分700メートルの点

## 3 免許予定日 平成25年9月1日

## 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

## 5 地元地区 青森県むつ市大字闘根

## 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間においては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第18号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県むつ市大字闘根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東区第18号から600メートル西側の海浜に設置した標柱) から真方位45度30分1500メートルの点

イ 基点東区第18号 (基点東区第17号 (青森県むつ市大字闘根字前浜44番地65号地先の通称闘根浜斜路に設置した標柱) から400メートル西側の点) から真方位45度30分1500メートルの点

ウ 基点東区第18号から真方位45度30分700メートルの点

エ オから真方位45度30分700メートルの点

## 3 免許予定日 平成25年9月1日

## 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

## 5 地元地区 青森県むつ市大字闘根

## 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中におけるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間においては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第19号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町正津川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第19号（正津川河口北防波堤先端部）から真方位47度

30分1120メートルの点

イ 基点東区第19号から真方位69度1250メートルの点

ウ 基点東区第19号から真方位101度550メートルの点

エ 基点東区第19号から真方位47度30分300メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畠町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布

地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第20号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町正津川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第19号（正津川河口北防波堤先端部）から真方位340度1180メートルの点

イ 基点東区第19号から真方位155度30分600メートルの点

ウ 基点東区第19号から真方位336度30分400メートルの点

エ 基点東区第19号から真方位329度1120メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畠町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中におけるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第21号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町正津川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第19号（正津川河口北防波堤先端部）から真方位22度30分24.20メートルの点
- イ 基点東区第19号から真方位46度20分22.70メートルの点
- ウ 基点東区第19号から真方位47度40分17.70メートルの点
- エ 基点東区第19号から真方位17度19.60メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畠町

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第22号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町上野地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第23号（青森県むつ市大畠町上野、大畠漁港第3東防波堤先端部）から真方位81度42分35.4秒10.70メートルの点
- イ 基点23号から104度11分58秒17.35メートルの点
- ウ 基点23号から120度23分37.4秒15.48メートルの点
- エ 基点23号から106度1分55.3秒7.37メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畠町

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中におけるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第23号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町上野地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第23号（青森県むつ市大畠町上野、大畠漁港第3東防波堤先端部）から真方位81度42分35.4秒1070メートルの点  
イ 基点23号から104度11分58秒1735メートルの点  
ウ 基点23号から120度23分37.4秒1548メートルの点  
エ 基点23号から106度1分55.3秒737メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県むつ市大畠町

## 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第24号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町二枚橋地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア イから真方位320度30分300メートルの点  
イ 基点東区第24号（青森県むつ市大畠町二枚橋、下狹川左岸から100メートル北側の海岸に設置した標柱）から真方位37度30分600メートルの点  
ウ 基点東区第24号から真方位37度30分400メートルの点  
エ ウから真方位320度30分300メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県むつ市大畠町

## 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中におけるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第25号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町二枚橋地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第25号（青森県むつ市大畠町二枚橋、三右衛門沢右岸に設置した標柱）から真方位10度1800メートルの点  
イ 基点東区第25号から真方位44度30分1500メートルの点  
ウ 基点東区第25号から真方位47度30分1020メートルの点  
エ 基点東区第25号から真方位0度30分1360メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県むつ市大畠町  
6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。  
② アの点及びイの点に、昼間においては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第26号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町鷹ノ巣地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ（基点東区第26号（青森県むつ市大畠町鷹ノ巣沢左岸に設置した標柱）から真方位25度30分700メートルの点）から真方位295度30分50メートルの点  
イ オから真方位115度30分50メートルの点  
ウ カ（基点東区第26号から真方位25度30分500メートルの点）から真方位115度30分50メートルの点  
エ カから真方位295度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県むつ市大畠町  
6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。  
② アの点及びイの点に、昼間においては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第27号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町木野部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第27号（青森県むつ市大畠町木野部、木野部漁港防波堤突端）から真方位32度30分600メートルの点

イ アから真方位122度30分100メートルの点

ウ エから真方位122度30分100メートルの点

エ 基点東区第27号から真方位32度30分400メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畠町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第28号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畠町木野部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア イから真方位325度30分200メートルの点

イ 基点東区第28号（青森県むつ市大畠町木野部、木野部川左岸から93メートル北側の海浜に設置した標柱）から真方位42度30分

700メートルの点

ウ エから真方位325度30分200メートルの点

エ ウから真方位42度30分400メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県むつ市大畠町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 畜殖施設は、網及び土俵等海中におけるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第29号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北部風間浦村大字易国間地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東区第29号から180メートル西側に設置した標柱) から真方位0度140メートルの点

イ 基点東区第29号 (青森県下北部風間浦村大字易国間字上ノ烟、菅ノ尻沢左岸から450メートル西側の海浜に設置した標柱) から真方位0度180メートルの点

ウ 基点東区第29号から真方位0度120メートルの点

エ オから真方位0度80メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県下北部風間浦村大字易国間

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東区第30号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・がごめ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北部風間浦村大字蛇浦地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第30号 (青森県下北部風間浦村大字蛇浦字根戸内、根戸内沢尻から北西へ250mにある路側駐車場に設置した標柱) から真方位12度30分80.5メートルの点

イ 基点東区第30号から真方位41度64.0メートルの点  
ウ 基点東区第30号から真方位40度54.0メートルの点

エ 基点東区第30号から真方位7度30分73.0メートルの点

エ オから真方位0度80メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県下北部風間浦村大字蛇浦

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しないければならない。

- 1 公示番号 東区第31号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わ かめ延繩式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第31号（蛇浦漁港護岸西角）から真方位340度30分

イ アから真方位233度130メートルの点

ウ エから真方位233度130メートルの点

エ 基点東区第31号から真方位350度490メートル（主消波堤陸側の東端）の点

基点東区第32号（青森県下北郡佐井村と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点東区第32号から真方位270度30分550メートルの点

イ ウから真方位312度30分700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井黒岩に設置した標柱

基点東区第32号（青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点東区第32号から真方位270度30分550メートルの点

イ ウから真方位312度30分700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井黒岩に設置した標柱

基点東区第32号（青森県下北郡佐井村と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点東区第32号から真方位270度30分550メートルの点

イ ウから真方位312度30分700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井黒岩に設置した標柱

- 1 公示番号 東区第32号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・わ かめ延繩式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第32号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

ア 基点東区第32号（青森県下北郡佐井村と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点東区第32号から真方位270度30分550メートルの点

イ ウから真方位312度30分700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井黒岩に設置した標柱

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しない。

② アの点及びイの点に、屋間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の

照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第33号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後  
及び字福浦地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第33号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ  
線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点東区第33号 アから真方位157度30分の線と最大高潮時海岸線の交点

イ 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、弁天島に設置した標柱

ウ アから真方位292度30分200メートルの点

カ ウから真方位292度30分300メートルの点

オ エから真方位292度30分100メートルの点

才 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下ノ崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝

6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなけ  
ればならない。

## 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなけ  
ればならない。

- 1 公示番号 東区第34号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第34号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大  
高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点東区第34号 ア 基点東区第34号から真方位292度30分400メートルの点

イ ウから真方位292度30分300メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝小細間、下ノ崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝

6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなけ  
ればならない。

- 1 公示番号 東区第35号  
2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区 画 漁 業	あわび・ほや垂下式養殖業 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先  
(3) 漁場の区域 次の基点東区第35号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東区第35号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝ハマツブレに設置した標柱  
ア 基点東区第35号から真方位292度30分500メートルの点  
イ ウから真方位292度30分200メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日  
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで  
5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝

## 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

② アの点に、屋間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一號一號 青	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
郵便番号・水・領収印欄	印押欄
印押欄	印押欄